

事業系ごみの分別と排出方法

資源

リサイクル
可能なもの

一廃

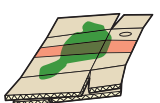
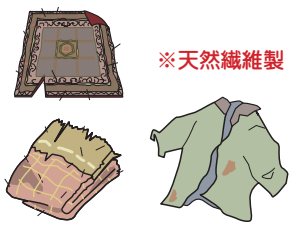
事業系
一般廃棄物

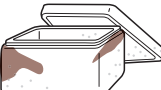
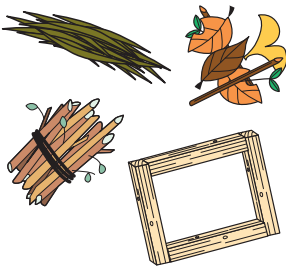
みなし
一廃★

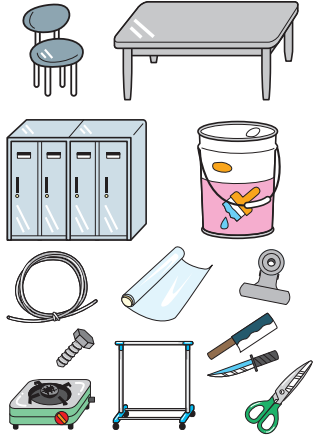
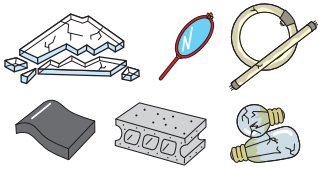
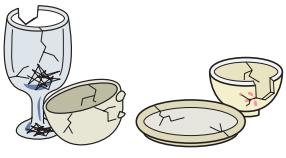
本来は産業廃棄物ですが、一般
廃棄物として収集可能なもの

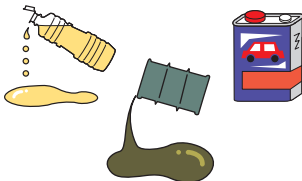
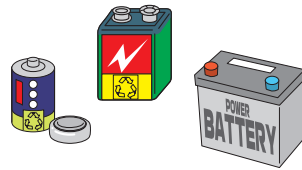
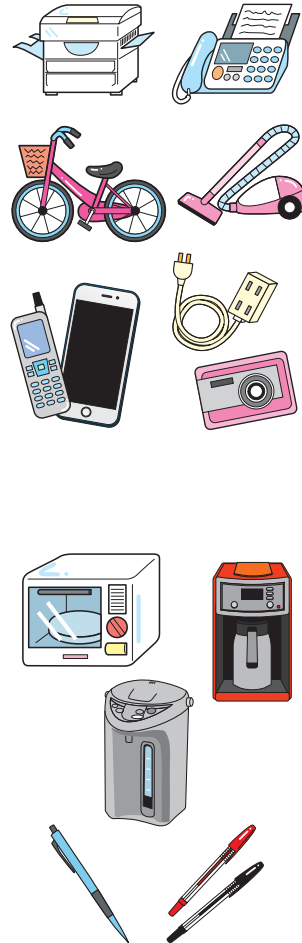
産廃

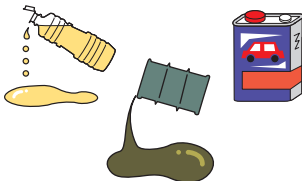
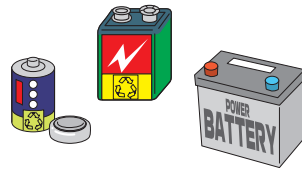
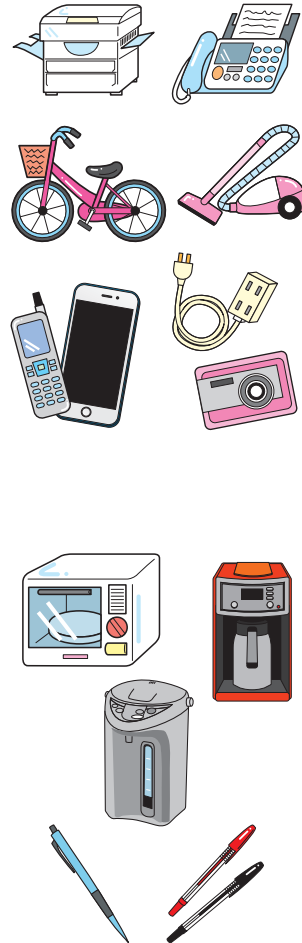
産業廃棄物

品 目	具 体 例	排出方法	産廃区分・注意点
古紙	新聞 雑誌・雑がみ ダンボール シュレッダーくず 	資源 資源回収業者に依頼してください。 ※事業系ごみ【燃やせるごみ】としても出せますが、できるだけ資源回収にご協力をお願いします。	【特定業種】 産廃 建設業（建物の建築増築・改築・解体により生じたもの）、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷加工業などから出る紙くずは産業廃棄物（紙くず）です。
ダンボール (汚れなどで資源化が不可能なものに限る)		一廃 処理券（事業系【従量】） ⑥ダンボール ごみ指定袋 【燃やせるごみ】	
資源化できない 紙類・布類など	紙くず、ティッシュペーパー、写真、コーティングされた紙、防水加工の紙、レシート、感熱紙、複写の紙、圧着はがき、シール、汚れ・匂いやテープ付きの紙、紙オムツなど資源化できない紙類、資源化できない布類、履物 など 	一廃 事業系ごみ 指定袋 【燃やせるごみ】	
繊維くず	天然繊維（毛布、木綿布、絹、じゅうたん）、制服・作業服（綿・絹などの天然繊維製のもの）など ※天然繊維製 	一廃 事業系ごみ 指定袋 【燃やせるごみ】 ※リサイクル可能な古布は、できるだけリサイクルしてください。	【特定業種】 産廃 建設業（建物の建築増築・改築・解体により生じたもの）、繊維工場などから出る繊維くずは、産業廃棄物（繊維くず）です。 ※化学繊維製のものは業種に関係なく産業廃棄物（廃プラスチック）になります。
厨芥類・生ごみ	食品の売れ残り、料理の食べ残り、飲食店の厨房などから出る調理くず、茶殻、コーヒー殻、果物の皮など 	一廃 事業系ごみ 指定袋 【燃やせるごみ】 ※しっかり水切りをしてごみ指定袋に入れてください。 食品ロス削減にご協力をお願いします。 (詳細は 19 頁参照) 特に、食品関連事業者は「食品リサイクル法」に基づき、減量・リサイクルの取り組みをお願いします。	【特定業種】 産廃 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業などから出る動植物性残さは産業廃棄物（動植物性残さ）です。

品 目	具 体 例	排出方法	産廃区分・注意点
プラスチック類	発泡スチロール、ポリ袋、PPバンド、ペットボトル、トレイ、容器包装プラスチック、CD、DVDメディア、化学繊維製の布、スタイロ畳、廃タイヤ、合成ゴムくず、農業用ビニール など  弁当ガラ、カップ麺の容器、菓子袋、ペットボトル、ポリ袋 など  汚れ等で資源化できないトロ箱（発泡スチロール製） 	産 廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 みなし一廃★  事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】  処理券（事業系【従量】）	【全業種】 業種に関係なく、プラスチック類は産業廃棄物（廃プラスチック）になります。 ★プラスチック類は産業廃棄物（廃プラスチック）ですが、本市では従業員が購入消費した弁当ガラやカップ麺の容器・ペットボトルなどの汚れが取れないもので家庭相当のプラスチック類は、事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】で出してくださいでも構いません。 ★トロ箱（発泡スチロール）は産業廃棄物（廃プラスチック）ですが、本市では資源化できないものは処理券（事業系【従量】）⑤トロ箱（発泡スチロール製）で出してくださいでも構いません。
木くず類	ごみ指定袋に入る 板くず、木切れ、刈り草、剪定枝、落ち葉、小型木製品  ごみ指定袋に入らない 剪定枝、刈り草、落ち葉、木枠（梱包材に限る）  ごみ指定袋に入らない木製家具 	一廃  事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】 一廃  処理券（事業系【従量】） ①剪定枝、②刈り草、③落ち葉、④木枠（梱包材に限る） ※剪定枝については、直径 20cm × 長さ 150cm 以下（竹の場合は長さ 130cm 以下）です。 ※木枠の大きさは 180cm × 100cm × 200cm 以内です。 一廃  処理券（事業系【粗大ごみ】）  処理券（事業系【従量】） ※原型を成しているもの 1 個体を 1 個とする。 ※木製家具の大きさは 180cm × 100cm × 200cm 以内です。	【特定業種】 産 廃 建設業（建物の建築増築・改築・解体により生じたもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業などから出る木くずは、産業廃棄物（木くず）です。

品 目	具 体 例	排出方法	産廃区分・注意点
金属類	スチール製品（机、椅子、棚、ロッカー、ベッド等）、アルミホイール、ハサミ、刃物類、ボルト、ナット、釘、一斗缶以上の大きな缶、押しピン、ホッチキス針、クリップなど 	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 みなし一廃★   処理券 (事業系) 【粗大ごみ】 処理券 (事業系) 【従量】	【全業種】 業種に関係なく、金属類は 産業廃棄物（金属くず） になります。 ★金属類は業種に関係なく 産業廃棄物 ですが、大きさ 150cm × 120cm × 200cm 以内で、 家庭相当 のものについては、燃やせない粗大ごみ（家庭相当）で出していただいても構いません。 ※ 1 回あたり 40kg以下 ★ハサミや刃物類は業種に関係なく 産業廃棄物 ですが、 家庭相当 のものについては、処理券事業系【従量】で出していただいても構いません。 事前に市の許可が必要です。 「【事業系】固形状一般廃棄物（引越しごみ・一時多量ごみ）処理確認申請書」（13 頁参照）
	鉄くず、アルミくず	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 資源 資源回収業者に出していただいても構いません。	※ 1 回あたり 20kg以下
	空き缶、スプレー缶  ※家庭相当のもの	産廃 みなし一廃★ 資源  事業系ごみ指定袋【ビン・缶】	★空き缶、空きピンは業種に関係なく、 産業廃棄物（金属くず）（ガラスくず） ですが、本市では 家庭相当 の少量の空き缶や空きピンは、ビン・缶用指定袋（事業系）で出していただいても構いません。
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	空きびん  ※家庭相当のもの	※スプレー缶は中身を抜いてから出してください。 資源回収業者に出していただいても構いません。	
	窓ガラス、鏡、コンクリートブロック、瓦、石膏ボード など 	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。	【全業種】 業種に関係なく、 産業廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず） になります。 ※蛍光灯・電球は産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。
	コップなどのガラス製食器、茶わん・皿などの陶磁器製食器などの 家庭相当のごみのみ 	産廃 みなし一廃★  処理券 (事業系) 【従量】	★ガラスくず、陶磁器くずは、 産業廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず） ですが、本市では 家庭相当 のガラス製や陶磁器製食器類は、処理券事業系【従量】で出していただいても構いません。 事前に市の許可が必要です。 「【事業系】固形状一般廃棄物（引越しごみ・一時多量ごみ）処理確認申請書」（13 頁参照） ※ 1 回あたり 20kg以下

品 目	具 体 例	排出方法	産廃区分・注意点
廃油	食用油 機械油 など 	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 ※食用油の廃油は、できるだけ資源回収業者に出してください。	【全業種】 業種に関係なく、廃油は 産業廃棄物（廃油） になります。
電池 バッテリー	乾電池 ボタン電池 充電電池、バッテリー など 	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。	【全業種】 業種に関係なく、電池類は 産業廃棄物（汚泥と金属くずの混合物） になります。 ※カーバッテリーは強酸を含みます。廃棄する場合は、薬品類を扱う許可業者に依頼してください。
複合製品	事務機器（FAX、複写機など）、掃除機、DVD プレーヤー、照明器具、電気コード、自転車など複数の素材でできたもの ※家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）やパソコンは16頁参照 	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 みなし一廃★  処理券 （事業系 【粗大ごみ】）  処理券 （事業系 【従量】）	【全業種】 業種に関係なく、金属やプラスチックなどが含まれる複合製品は 産業廃棄物 になります。 ★電気ポット、コーヒーメーカー等の小型家電製品や硬質プラスチック製品なども 産業廃棄物 ですが、大きさ150cm×120cm×200cm以内で、 家庭相当 のものについては、事業系【粗大ごみ】で出しても構いません。 ※1回あたり40kg以下 ★ボールペンやシャープペンシルなど 家庭相当 のものについては、事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】で出しても構いません。

品 目	具 体 例	排出方法	産廃区分・注意点
廃油	食用油 機械油 など 	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 ※食用油の廃油は、できるだけ資源回収業者に出してください。	【全業種】 業種に関係なく、廃油は 産業廃棄物（廃油） になります。
電池 バッテリー	乾電池 ボタン電池 充電電池、バッテリー など 	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。	【全業種】 業種に関係なく、電池類は 産業廃棄物（汚泥と金属くずの混合物） になります。 ※カーバッテリーは強酸を含みます。廃棄する場合は、薬品類を扱う許可業者に依頼してください。
複合製品	事務機器（FAX、複写機など）、掃除機、DVD プレーヤー、照明器具、電気コード、自転車など複数の素材でできたもの ※家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）やパソコンは16頁参照 	産廃 産業廃棄物処理業者に依頼してください。 みなし一廃★  処理券 （事業系 【粗大ごみ】）  処理券 （事業系 【従量】）	【全業種】 業種に関係なく、金属やプラスチックなどが含まれる複合製品は 産業廃棄物 になります。 ★電気ポット、コーヒーメーカー等の小型家電製品や硬質プラスチック製品なども 産業廃棄物 ですが、大きさ150cm×120cm×200cm以内で、 家庭相当 のものについては、事業系【粗大ごみ】で出しても構いません。 ※1回あたり40kg以下 ★ボールペンやシャープペンシルなど 家庭相当 のものについては、事業系ごみ指定袋【燃やせるごみ】で出しても構いません。